

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
①合目的性・公平性・効果性	入浴施設は、条例に基づき65歳以上の者又は高齢者クラブに加入している者を対象としている。他施設については、利用団体登録を行った団体に対して無料で部屋の貸出を行っている。
(2)業務内容	
①機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）	福祉プラザ通信の発行、入浴施設の運営、ボランティア室や談話室等の管理など、業務がマンネリ化しており、新たな利用者の確保や利用団体間の連絡調整等、施設の機能・強みを生かした取組が行えていない。
②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	社会福祉協議会の組織体制の下、繁忙時には応援体制を整えており、業務が円滑に実施できるよう、適正に運営されている。
③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	専用の口座を設けて会計処理を行うなど、おおむね適正に運営されている。
④安全性（安全管理・緊急時等の対応）	緊急連絡網や市への連絡体制が整えられており、市民交流センターが合同で実施する避難訓練に参加している。一方、危機管理マニュアルが未整備であり、福祉プラザ職員に対する救命措置研修（AEDの使い方等）が行われていない。
⑤社会性（環境等への配慮）	社会福祉法人として、長年本市の福祉行政に寄与している。また、環境への配慮や経費節減、効率的運営のための意識付けがなされている。
(3)事業収支	
①経済性	事務執行の見直しを適宜実施しており、令和2年度の収支は1,763千円（前年比較＋1,472千円）となっている。また、管理事務の一部を他プラザと共同で委託することにより、効率的な経費の執行を行っている。
(4)団体の経営状態	
①経営の健全性	社会福祉協議会は、運営や事業受託などにおいて行政との関連も深く、関係部署の指導を受けていることから、利益を追求しない公共的な団体として指定管理業務を含めて健全な経営が行われていると判断される。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋市市民交流センター福祉プラザ		所管課：福祉政策課
所在地	鹿屋市大手町 1 番 1 号		設置年月日：平成19年4月 1 日
設置目的	高齢者や障害者を始め、すべての市民が、健康でいきいきと自立した生活を営み、社会参加活動を行うために、誰もが交流を深めることができる地域福祉活動の拠点とすることを目的とする。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市市民交流センター条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	11,534.08㎡
		延床面積	1,168.52㎡
		《有料》入浴券 1 枚 170円 入浴券11枚つづり1,700円（1回分無料） 《無料》相談室、談話室、健康相談室、 ボランティア室、支援室、休憩室、ほか付 帯設備	
	事業概要	(1) 福祉関係団体との連絡調整 (2) 福祉の情報提供 (3) 福祉活動の推進のための施設の提供 (4) 施設の維持管理	

2 経営分析評価指標

①事業収支	1,763千円	④外部委託費比率	22%
②利用料金比率	4.2%	⑤利用者あたり管理運営コスト	492.1円/人
③人件費比率	37.9%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	548円/人

3 運営状況

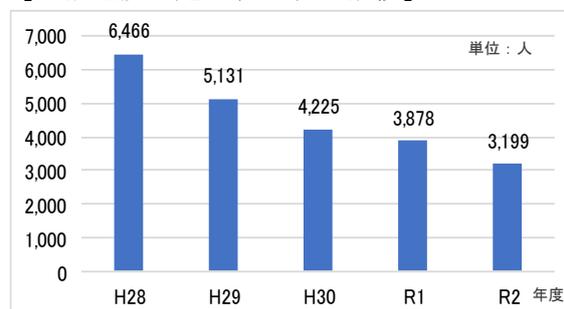
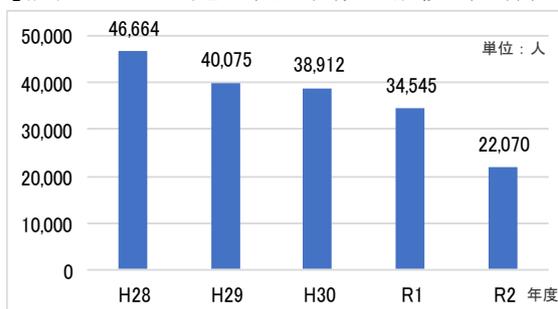
項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	360日	339日（※）
開館時間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時

※4/21～5/10 まで新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉館となった。

4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
利用者数（全体）	月～日（9時00分～22時00分） ※休館日は12/29～1/3まで	延べ22,070人利用
入浴施設	月～金（10時00分～15時00分）	延べ3,199人利用

【福祉プラザの延べ利用者数の推移（全体）】 【入浴施設の延べ利用者の推移】



5 事業収支

(単位:千円)

項目		実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利 用収入	会議室1		
	会議室2		
	会議室3		
	計		
その他料金収入		680	530
自主事業収入			
指定管理料		12,095	12,094
その他収入			
収入計(A)		12,775	12,624
事業費		3,215	3,075
人件費		5,915	4,111
修繕費		200	211
管理費		742	483
租税			596
委託料		2,700	2,385
支出計(B)		12,772	10,861
収支(A) - (B)		0	1,763

指定管理者自己評価表

令和 3 年 6 月 3 日

指定管理者 鹿屋市社会福祉協議会

施設名 鹿屋市市民交流センター福祉プラザ

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・②・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・②・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・②・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価 (所感)	令和 2 年度の利用者数の実績は、前年度対比で 12,475 名の減であり、主に入浴サービス利用者の減、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きい。例年実施しているイベント等がほとんど中止されたことに加え、県の緊急事態宣言の際には福祉プラザを 20 日間休館しただけではなく、施設利用時の人数も定員の 50% 以下に制限してもらいながらの利用をお願いしたことも起因していると考え。今後もこの影響は続くことが予想されるが、引き続き福祉プラザ通信等での広報活動等を継続的に実施しながら利用者数の増加に取り組んでいく。	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。